

鉛筆、シャープペン、フリクションボールペン等の消せるペンでの記入は御遠慮ください。

学校コード

記入例 1
(生活保護受給世帯)

令和8年7月3日

神奈川県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

【1】申請者
裏面

父、母が2名いる場合、どちらが1人目になってかまいません。
※必ず、裏面から記入してください

住所
神奈川県横浜市日本大通1-000マンション101
日中連絡が取れる電話番号
080-1234-5678

保護者1人目(申請書記入者)
ふりがな
氏名
かながわ たろう
神奈川 太郎
高校生等との関係
☒親権者(父) ☐親権者(母)
☐未成年後見人 ☐未成年後見人である里親
☐主たる生計維持者 ☐生徒本人
☐その他()

保護者2人目
ふりがな
氏名
かながわ はなこ
神奈川 はなこ
高校生等との関係
☐親権者(父) ☒親権者(母)
☐未成年後見人 ☐未成年後見人である里親
☐その他()

7月1日時点で生活保護(生業扶助)受給世帯は①に☒してください。

☒①生活保護受給世帯(生業扶助)を7月1日時点で受給している
☐②住民税非課税世帯～年収490万円相当の世帯
☐③家計急変世帯

生活保護受給世帯であるにもかかわらず、②の世帯区分で申請した場合、奨学給付金を返還していただきます。

【3】令和8年度 県民税・市町村民税 所得割額 確認 ※生活保護は記入不要 ※家計急変でⅠ～Ⅲに該当しない場合は金額までを記入

所得割合計額の該当金額に☒ 所得割額合計額(円)

申請者
道府県民税所得割額(円) 市町村民税所得割額(円)

申請者以外の保護者等
道府県民税所得割額(円) 市町村民税所得割額(円)

記入不要
7月1日時点で生活保護(生業扶助)受給世帯の方は(非)課税証明書等の提出はしないでください。

【4】高校生等の状況

ふりがな
氏名
在学する学校
名
称
私立
名
称
県立
課
程
☒全日制
☐定時制
☐通信制
在
学
年
平成
西暦
2009年4月
2
在
学
期
間
自
2026年
至
2026年
月
日
1日
在
学
中
に
給
付
金
を
受
給
し
た
回
数
なし
1回
2回
3回
4回
不明
☐ ☒ ☐ ☐ ☐

至(卒業)は、高校等に在学中の場合記入不要です。

【5】高校生等の家族滞在状況

☐①日本国籍
☐②特別永住者
☐③永住者
☐④日本人の配偶者等
☐⑤永住者の配偶者等
☐⑥定住者のうち将来永住する意思がある
☒⑦家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある
☐⑧上記以外(令和8年度新生入生で在留資格「留学」除く)

7月1日時点、在学している以外に、過去に他の学校にいた場合は記入してください。

在留期間満了日が7月1日より前の日付である場合は支給できません。

④～⑧に該当する場合は記入してください。

在留期間の満了日(西暦) 2029年3月31日

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧で令和8年度の新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【6】国籍証明書類 ※下記いずれか一つに☒

☐令和8年度就学支援金(新制度)又は学び直し支援(新制度)の支給決定通知書
☐令和8年度高校生等・新修学支援又は学び直し支援(旧制度)の支給決定通知書
☒住民票(写し)
☐在留カード(コピーしたもの)
☐特別永住者証明書(コピーしたもの)※特別永住者である高校生等のみ

【7】上記【5】において、⑦の家族滞在に☒した方は記入

☒日本国の小学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する
☒日本国の中学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する

【8】振込先口座

金融機関名
銀行
信用金庫
信用組合・農協
金融機関コード
0123
支店
本店
支所
出張所
支店コード
012
振込先口座
預金種目
普通・当座
貯蓄
口座番号
0123456
口座名義人(申請者)
カナガワ タロウ

※通帳見開きに記載された名義人を正確に記入してください

【裏面があります⇒】

＜県使用欄＞

記入不要

両面印刷でない場合は氏名を余白に記入

申請する年度の7月1日時点において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条に定める主業扶助（高等学校等就学費）を支給していることが確認されたので、福祉事務所が7月1日以降に発行した生活保護受給証明書を提出します。この申請における非課税世帯ではありません。

該当しないので①～⑥のうち該当するいずれかの者の令和8年度(非)課税証明書を提出します ※生活保護受給世帯

7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している場合は、ここに☒してください。

が2人存在する場合。共同親権もこれに含まれます。
海外赴任等日本で住民登録がないことで課税証明書等を取得できない場合

☐	② 親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、DVや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、一方の親権者	両面印刷ができない場合、この面にも保護者1人目の氏名を余白に記入してください。
☐	③ 未成年後見人 ・当該生徒が主として他の者(父母以外)の収入により生計を維持されている場合 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く	
☐	④ 高校生等の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という。)(両親等)2名 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合(入学時点で成人も含む)	
☐	⑤ 主たる生計維持者1名分 ・高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合(例:祖父母、おじ、おば) ・入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など	
☐	⑥ 高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 など (親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長は除く)	

【11】申請区分について

☒ 下表の3項目中、どの申請区分で申請するかを確認しました。

生活保護 【9】に✓した場合は、生活保護区分で申請をしてください。

税所得割額、市町村民税所得割額（減免後）の合計額が次の3つのうちのいずれか。

,499円

七家集

【家司
定計各

【12】 通う高校等（本部校）の所在地が神奈川県外の地

- ・【12】で「通常申請」を選択した場合は、7月1日時点で在学状況の
- ・【12】で「家計急変」を選択した場合は、家計急変事由発生日の属する学期（ただし、事由発生日が7月1日以前の場合は、7月1日以後の学期）の在学状況の

【13】この申請における対象となる生徒の国籍等の確認について

※ただし就学支援金、高校生等・新修学費、学び直し支援金の支給決定通知書で代用することも可です。

必要事項を確認したら
☒してください。

日本の小学校、中学校の卒業証書はコピー可。
卒業（修了）証明書の場合は卒業（修了）した学
校等から取り寄せてください。

【14】 誓約・委任について 次の内容を読んで理解した上で表面の記入をしてください。

誓約内容

申請者（及び申請者以外の保護者等）は、次のとおり誓約します。

- 施設入所や里親に養育されている高校生等は、見学旅行費、特別育成費の支給を受けていることがあるので必ず確認してください。

委任内容 ※未済がある場合

申請者（及び申請者以外の保護者等）は、次のとおり委任します。

- ・授業料以外の教育費に関して学校へ納付する納付金等に未済があるので、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てるために、学校長が高校生等奨学給付金を代理受領することについて委任します。